

緊急事態宣言の再発令に伴う市の対応方針

(令和3年1月8日)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、政府の緊急事態宣言に伴い千葉県が行う緊急事態措置の内容を踏まえ、本市の対応方針は以下のとおりとする。
- 緊急事態宣言発令に伴い松戸市感染症対策本部は、松戸市新型インフルエンザ等対策本部へ移行する。

(1) 市民の皆様へ協力を求めるもの

- | |
|---|
| ◆ 20時以降の不要不急の外出は控えるよう求める。
20時以前でも、感染リスクの高い場所への外出は控えるよう求める。 |
| ◆ 観光やイベントへの参加については、今一度その必要性等について慎重に考え、時期をずらすなどの対応を検討するよう求める。 |
| ◆ 帰省などで、別居している親族と飲食を共にする場合は、会食の注意事項を必ず守り、慎重な対応を求める。 |

(2) 事業者の皆様へ協力を求めるもの

- | |
|---|
| ◆ 千葉県が行う飲食店への20時以降の営業自粛要請を受け、市内飲食店に対して県の営業自粛要請の遵守を求める。 |
| ◆ 飲食店以外の施設においても、20時以降の営業自粛要請の遵守を求める(1月12日から)。 |
| ◆ テレワーク・在宅勤務・時差出勤の取組を強力的に推進するよう求める。 |
| ◆ 職場・寮における感染防止策を徹底するよう求める。 |
| ◆ 従業員に対し、基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛の呼びかけ、特に、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう求める。 |
| ◆ 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するよう求める。 |

(3) 催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

◆催物等の参加上限人数は、千葉県が示す要件（人数上限目安）に合わせるよう求める。

＜千葉県が示す規模要件＞

・感染が拡大している地域で開催される催物の開催制限の基準を厳格化する。

屋内：上限人数は5,000人かつ定員の半分以下

屋外：上限人数は5,000人以下かつ人と人との距離を十分に確保（できれば2メートル）

※厳格化する人数上限以外の条件の詳細については、令和2年11月17日の千葉県からの協力要請に準ずる。

◆イベント参加者に対しては、感染防止対策の徹底やイベント前後の飲食を控えることの呼び掛けを求める。

引き続き、市民・事業所等へ協力を求めるもの

(1) 市民の皆様への基本的な感染症対策の協力依頼

- ・こまめな手洗い・マスクの着用・人と人との距離をとること・3つの密の回避について引き続き協力を求める。
- ・また、新型コロナウイルス感染症対策分科会より提言された感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけた日常生活の見直し・定着を図る。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

- ・「3つの密」を避けるような対策を講じるよう求める。
- ・職場や店舗等に関して、千葉県作成「感染拡大防止チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに業種別の感染拡大予防ガイドライン等（内閣官房ホームページに掲載）を確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底するよう求める。

※ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底

市の所管事業の対応

(1) 市公共施設について

- ・市公共施設の開館時間は、原則20時までとする。
ただし、特段の事情で20時以降も開館する場合は、千葉県が行う協力要請を遵守し、利用者への手洗い・マスク着用の励行、体調不良者の利用制限、利用者数の制限、利用者が感染した場合に備えた連絡手段の確保などの感染防止措置を講じる。

(2) 市主催イベント・集会について

- ・イベント・集会の開催については、今一度その必要性等について慎重に考え、時期をずらすことやオンライン開催等への変更などを検討し、それが困難な場合は、千葉県が示す開催制限の基準を遵守のうえ、感染防止対策に細心の注意を払って行う。

(3) 市が後援等をするイベント・集会について

- ・市主催イベント・集会の取扱いを鑑みた慎重な対応を求める。

(4) 市職員の勤務体制について

- ・公共交通機関を利用する職員や妊娠中、持病のある職員等を対象とした時差出勤を継続する。
- ・新型コロナウイルス感染症が拡大することに伴い、本市職員もエッセンシャルワーカーとしての業務が増大するため、コロナ関連業務に従事する職員や季節的に繁忙となる職員は、原則交代勤務の対象外とするが、在宅勤務が可能な場合は交代勤務を行う。
- ・カウンターのシート設置、机間の間仕切り設置、バックアップオフィス、換気の徹底等の感染防止対策を継続する。

(5) 市立学校について

- ・児童生徒の健康安全を第一に考え、本市の「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従って感染リスク低減に取り組む。

上記対応の周知方法

- ・ 各部署が所管しているあらゆる発信ツール、関係団体を活用して周知する。